

八王子市建設工事共同企業体取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、八王子市（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 市が発注する建設工事について、共同施工することにより、大規模な工事や技術的難度の高い工事の安定的な施工を確保するとともに、中小企業の施工能力の向上と受注機会の増大を図ることを目的とする。

(対象工事)

第3 対象工事は、解除条件付一般競争入札の方法により発注する工事で、1件当たり予定価格が土木工事にあつては3億円以上、建築工事にあつては4億円以上、設備工事及びその他工事（造園工事は土木工事に準じて定める。）にあつては1.5億円以上とする。ただし、発注工事の性質及び目的並びに工期等、発注環境を考慮して対象工事から除外することができる。

(構成員数)

第4 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。ただし、特に大規模・技術的難度の高い工事及びその他特殊要因等がある工事については、3社以上とすることができる。

(構成員の選定数)

第5 10以上の共同企業体が結成可能な資格要件を設定するものとする。ただし、発注状況及び工事の特殊性並びに施工可能業者数等により減ずることができる。

(結成方法)

第6 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第7 共同企業体代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち最小の出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じて次の割合以上でなければならない。ただし、発注工事の性質又は目的等特殊な工事についてはこの限りではない。

構成員数	最小出資比率
2社の場合	30パーセント以上
3社の場合	20パーセント以上

(資格審査)

第8 共同企業体は、指定日時までに協定書及び委任状を添付した入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

2 市は、申請書・協定書及び委任状について資格審査を行う。

(有効期間)

第9 共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了する。

2 契約共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事について、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任がある場合には、各構成員連帯してその責を負うものとする。

(共同施工の確保)

第10 関係所属長は、契約共同企業体から提出された協定書に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか随時報告を求めることができるものとする。

2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

3 関係所属長は、契約共同企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、指名停止等必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第11 この基準に定めるもののほか、共同企業体の構成員について必要な事項は別に定める。

附則 この基準は、平成 7年9月1日から施行する。

附則 この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。